

複合施設の整備の考え方

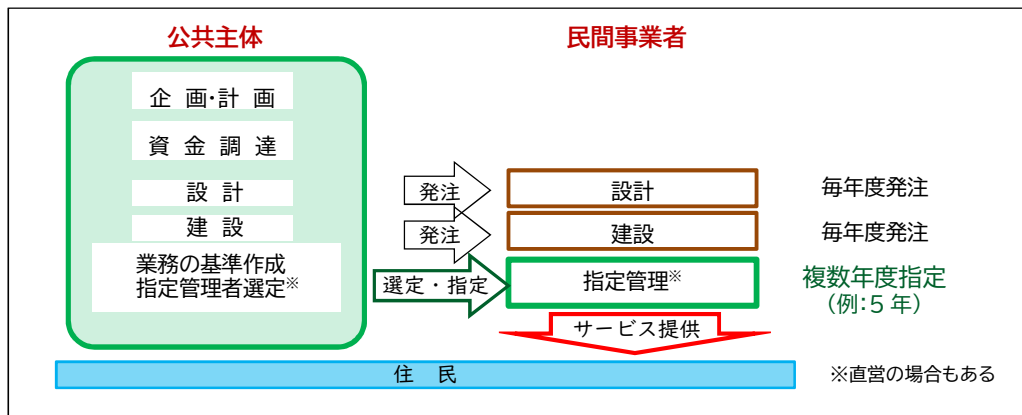
1. 整備および管理運営の手法

(1) 整備手法について

施設整備の手法としては、従来型の分離発注方式のほか、PPP（Public Private Partnership）と言われる官民連携の一形態であり、民間の資金・経営能力・技術力を活用して、民間主導のもと設計・施工・運営を行うPFI（Private Finance Initiative）方式も候補の一つとして挙げられます。

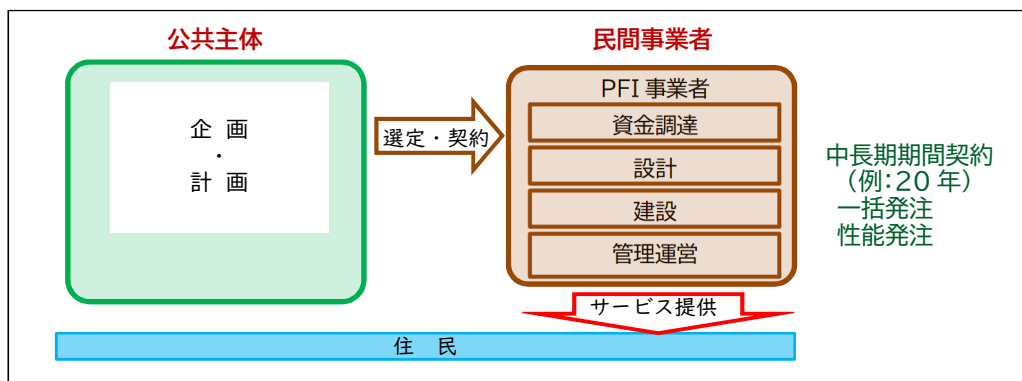
本市では、「仙台市PFI活用指針」により、「施設の新築に要する経費が10億円以上の事業」かつ「施設整備に要する経費を含む総事業費が30億円の事業」の場合、所定の手続きによりPFI導入可能性調査実施の適否の判断を行うこととしています。

【従来型分離発注方式の概要】



設計、施工をそれぞれ独立した業務として発注します。施設の管理運営者も、設計・施工とは別のプロセスで選定する（あるいは直営とする）ことになります。

【PFI方式の概要】



PFI方式では、事業者が設計から施工、管理運営までを一括して実施します。施設の管理運営は15、20年間といった中長期の期間が設定されることが一般的です。

PFIには、地方自治体が民間事業者へお金を支払う「サービス購入型」、利用者が民間事業者へ料金を支払う「独立採算型」、双方を組み合わせた「混合型」という3つの形態があり、事業方式も施設の完成後に所有権を公共側に移転するBTO、事業期間（管理運営期間）終了後に所有権を移転するBOTなど、様々なパターンがあります。

施設整備費用はいったん民間資金で賄われ、「サービス購入型」であれば、発注者である地方自治体はその費用をサービス対価として、施設管理運営費と併せて、分割で支払っていくことになります。事業開始後の金利上昇リスクについては、発注者が負担するという取り決めをすることが一般的です。

また、「性能発注方式（※）」を取ることがPFI方式の大きな特徴となります。

※性能発注方式について

- 必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示して、その性能・水準を満たすための詳細な手段や設計は問わずに、民間の裁量の下で要求水準を満たす施設を整備させること。
- 民間のノウハウの発揮が期待できる一方、事業者選定後に、発注者の考えに沿うように設計や事業内容等を変更させることは難しい。

本施設に従来型分離発注方式またはPFI方式を導入した場合の、それぞれの主なメリット、デメリットは次のとおりであり、基本計画段階での整備手法の決定に向けて引き続き検討を行います。

	従来型分離発注方式	PFI方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計・施工・管理運営それぞれに事業者を選定するため、公募に対して比較的参入しやすく、多くの民間の知恵を得ることが可能となる。 ○ それぞれの段階で、検討の進捗や状況の変化に応じた発注者側の考えを反映させることができる。 ○ 時間経過と共に施設のニーズやあり方が変化した場合に、比較的柔軟に事業内容の修正を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金調達を民間が行うため、財政負担の平準化が図られる。 ○ 性能発注方式であることから、分離発注方式では実現できないような民間のアイデア、ノウハウが発揮される可能性がある。 ○ 設計・施工・管理運営を一括して発注するため、総合的な効率化を図ることができ、整備費や管理運営費の削減が期待できる。 ○ 選定された事業者が中長期間にわたって施設の管理運営を行うため、継続した管理運営が期待できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備費として、国庫補助金の獲得や地方債の発行などにより、地方自治体が一時期に多額の資金を調達する必要がある。 ○ 設計・施工・管理運営それぞれの事業者選定手続が必要であり、手間や時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者公募の段階で、設計から管理運営までの要求水準を決める必要があり、総合的に見て整備期間が長くなる可能性があるとともに、求められるサービス内容が変化した場合の柔軟な対応が困難である。 ○ 事業規模の大きさや事業の特殊性から、リスクを負担できる事業者は限られるため、結果として民間の多様な知恵を得られない場合がある。

(2)管理運営主体

音楽ホール、中心部震災メモリアル拠点ともに、地方自治法第244条に定められた「公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）」として整備する想定です。そのため、外部の組織に施設の運営管理を委ねる場合は、指定管理者制度の導入が選択肢となります。

「仙台市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」および関連規則等において、指定管理者は公募することを原則としています。ただし、例外的な措置として、当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき等には公募によらない選定を行う場合もあります。いずれの場合でも、指定管理者選定委員会において決定し、最終的に議会の議決により指定管理者を指定することとなります。

なお、基本計画段階において、整備手法としてPFI方式を採用することとした場合には、事業者が設置した特別目的会社（SPC）を指定管理者とすることが想定されます。分離発注方式を採用することとした場合には、本施設の特長、目指す施設像を踏まえ、指定管理者制度の導入の有無や望ましい選定方法のあり方についての検討を今後行っていく必要があります。

【利用料金制について】

指定管理者制度を導入する際、利用料金を指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を併せて導入する場合があります。

稼働率向上・収入増のための努力をすれば、指定管理者としての収益を上げることになるため、施設のサービス向上のためのインセンティブ（動機付け）として働きます。また、収入増によってソフト事業の実施により多くの予算を割くこともでき、地域全体への貢献につながることを期待されます。

【指定管理者の評価について】

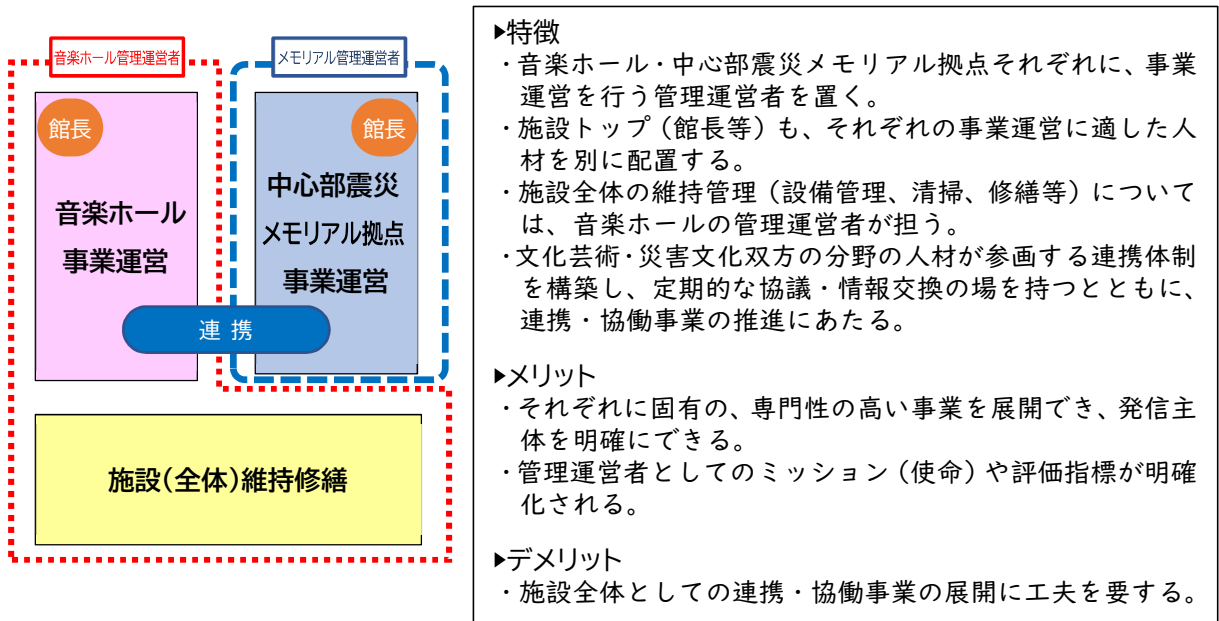
指定管理者には、施設の設置目的に基づき定められた、行うべき業務の項目とその提供水準を示す「業務の基準」を適切に達成することが求められます。施設の設置者（仙台市）が、指定管理者が業務の基準を達成できているかどうかを適切にモニタリング・評価し、達成できていない場合には速やかに是正を図るというプロセスが重要となります。

(3)管理運営体制

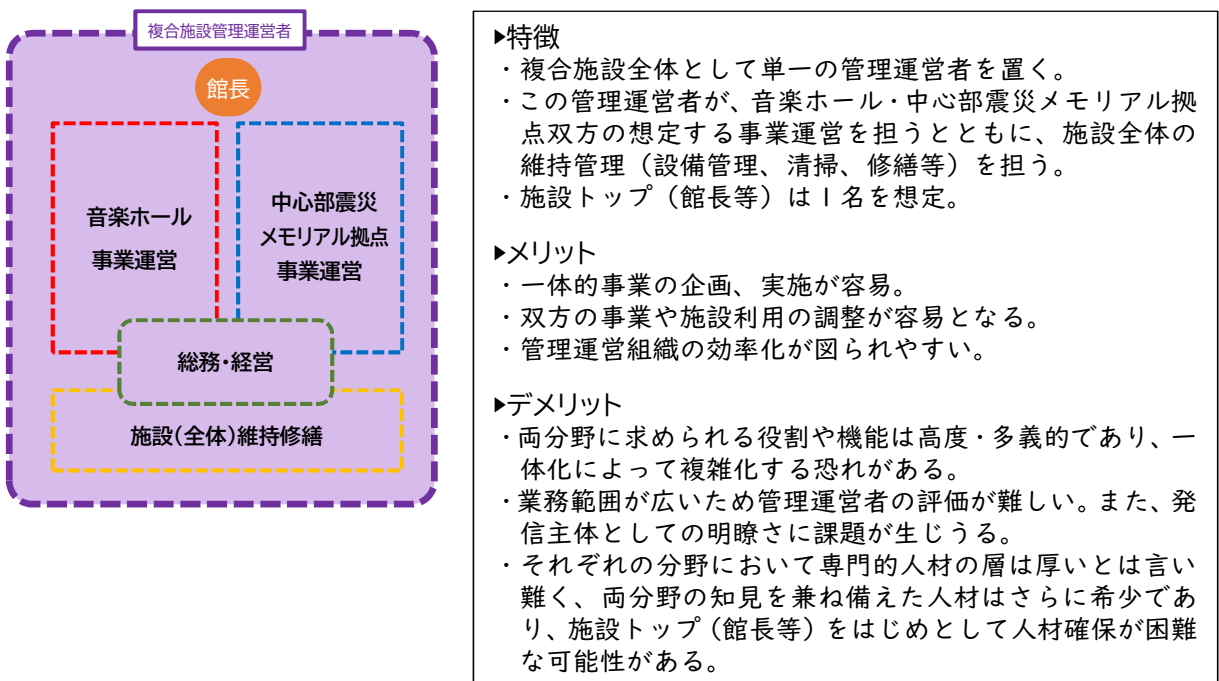
複合施設としての管理運営体制については、大きく2つのパターンが想定されます。1つは、それぞれの施設の固有役割を發揮する事業運営部分は分離し、施設の維持管理部分は一体化するパターンです。もう1つは、事業運営部分も含めて一体的に管理運営を行うパターンです。

今後、整備手法、管理運営主体、管理運営方針や事業内容のより具体的な検討と併せ、この点についても検討していきます。

【パターン1】管理一体事業分離パターン



【パターン2】完全一体パターン

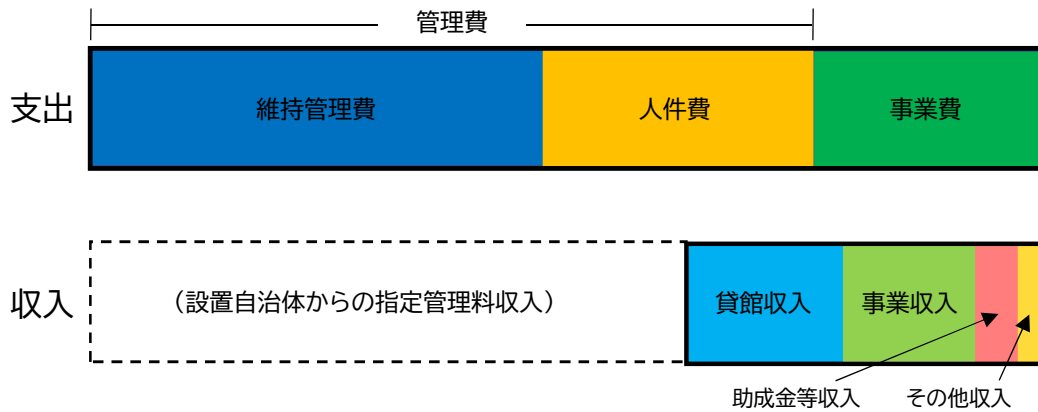


2. 施設の支出と収入の考え方

(1) 音楽ホールの支出と収入の考え方

※当頁は指定管理者制および利用料金制を導入した場合を想定した記述となっておりますが、直営施設とする場合でも基本的な考え方は同様となります。

【公共ホール施設の支出と収入のイメージ】



項目		概要
支出	維持管理費	施設の清掃、警備、施設設備・機器類や舞台設備の保守点検などの経費、水道光熱費、管理運営に必要な役務費、消耗品費、機器リース代など
	人件費	施設を管理運営し、事業を展開するために必要な人員の経費
	事業費	施設の管理運営者が主体となって実施する事業、それに伴う広報・宣伝・調査などの経費
収入	指定管理料収入	設置自治体から得られる収入
	貸館収入	施設や備品の貸出による使用料・手数料収入
	事業収入	施設が主催・共催する事業の入場料や参加費などの収入
	助成金等収入	国、公的機関、民間からの助成金や企業協賛金、寄付などの収入
	その他収入	物品・チケット販売の手数料、付帯事業を行っている場合の収入など

- 高い公共性を持つホール施設は、市民の方が使いやすい料金設定にする必要があるとともに、公益性の高い事業展開を行うなど、文化芸術の本質的価値や多様な社会的価値、経済的価値を提供する施設であるため、全国の公立文化施設は、貸館収入や事業収入に加え、設置自治体からの収入により運営されています。
- もとより、稼働率の向上、企業協賛金・寄付金等の外部資金獲得、事業収入を高めるための販売戦略といった収入増の取組み、業務改善など支出減の取組みを不断に行い、可能な限り自治体の負担を減らすことが求められます。
- 指定管理料を受ける施設としては、自治体からの収入を上回る社会的価値・経済的価値を創出するための取組みを絶えず行っていくことが重要となります。なお、社会的価値・経済的価値を定量的に把握することは容易ではありませんが、音楽ホールが生み出す多様な価値を総合的に捉え、可視化し、評価していく手法を検討していきます。

【公共ホール施設の経済波及効果について】

- 施設がもたらす経済波及効果としては、大きく以下の3つが考えられます。
 - ①建設工事において発生した新たな需要がもたらす効果
 - ②施設の管理運営活動において発生した新たな需要がもたらす効果
 - ③来館者の行き帰りの消費行動において発生した新たな需要がもたらす効果
- このうち施設開館後も恒常的に効果が期待されるのは②・③であり、既存施設における経済波及効果を調査した例として以下のものが挙げられます。

新潟市民芸術文化会館 垣内恵美子・奥山忠裕『新潟市民文化会館の観客調査に基づく文化会館の経済効果分析』計画行政32(3)平成21年	②5.8億円の最終需要に対して、8.9億円の生産誘発効果があり、生産誘発係数は1.53 ③13.2億円の最終需要に対して20.8億円の生産誘発効果があり、生産誘発係数は1.58
文化庁劇場・音楽堂活性化事業の助成を受けた施設 文化庁「文化産業規模及び経済波及効果に関する調査研究事業について」平成28年	②352.8億円の最終需要に対して、539.5億円の生産誘発効果があり、生産誘発係数は1.66 ③1653.9億円の最終需要に対して2610.6億円の生産誘発効果があり、生産誘発係数は1.58

- いずれも生産誘発係数は1.6前後、つまり発生した新たな需要の1.6倍程度の経済効果を地域経済に与えていることを示しています。

(2)中心部震災メモリアル拠点の支出と収入の考え方

- 中心部震災メモリアルの運営にあたっては、音楽ホール同様に主に「維持管理費」「人件費」「事業費」の支出が見込まれます。

項目	概要
維持管理費	施設の清掃、警備、施設設備・機器類のリース料、保守点検などの経費、水道光熱費、管理運営に必要な役務費、消耗品費など
人件費	施設の管理運営、および事業展開に必要な人員に要する経費
事業費	施設の管理運営者が主体となって実施する各種企画に要する事業、それに伴う各種広報・宣伝・調査などの経費

- 本拠点が目指す方向性や事業のあり方の実現には、多様な専門人材を有する組織体制の確保が求められます。また、時代や社会変化に対応した災害文化の創造を行うためには、多種多様な事業を企画し、実施する必要があります。よって、本拠点の運営にあたっては、十分な「人件費」および「事業費」の確保が必要となります。
- 一方で、本拠点が担うべき役割は、関係施設・機関との協働・分担が有効であることから、積極的な連携・協力体制の構築により、経費の縮減に努めることが可能です。
- 入館料・貸館利用料の徴収など収入面の取組みについては、多様な主体の参画・交流が求められる本拠点の事業のあり方等を踏まえ、慎重な検討が引き続き求められます。
- 本拠点における多様な主体との交流・連携は、寄付金等の外部資金獲得の重要な機会にもなることから、優遇税制の活用や積極的なセールス活動の実施による収入増のための取組みが求められます。

3. 周辺との関係について

(1) 景観への配慮について

- 青葉山には豊かな自然・歴史資源があり、また本施設は、本市を代表する河川である広瀬川に面する場所に立地しています。
- 本施設の整備予定地は、「広瀬川の清流を守る条例」上の第一種・第二種環境保全区域（敷地の一部）および「仙台市『杜の都』景観計画」上の景観重点区域であり、施設外観について「過度の装飾がないこと、周辺の土地の自然環境や景観と著しく不調和となる意匠を施さないこと」が求められるほか、屋根や外壁の色彩、保全用地、高さ制限等に関する基準が定められています。
- これらの条例・計画の趣旨・規定に沿いながら、周辺環境を生かした施設となるよう建築上の配慮を行っていきます。

(2) 地下鉄東西線国際センター駅との関係について

- 本施設は、地下鉄東西線国際センター駅の隣接地に立地します。現在の青葉山交流広場には、国際センター駅利用者の送迎にも使われるロータリーが整備されています。本施設ができて、車両、バイク、自転車、その他の移動手段と地下鉄の接続の利便性、効率性が維持されるよう検討します。
- 地下鉄東西線は本施設の来訪者が利用する主要交通手段と目されます。楽器や荷物を持っていても雨に濡れることなく施設に入れ、公演を終えて施設を出る際にも余韻を損なわずに地下鉄に乗れるような接続方法など、施設と駅舎の望ましい関係のあり方を検討します。

(3) 周辺施設との連携や回遊性向上について

- 整備予定地から徒歩圏内には、仙台市博物館、宮城県美術館、国際センター、仙臺緑彩館といった施設があるほか、近隣には国史跡仙台城跡や瑞鳳殿などの歴史資源があり、青葉山エリアの活性化のためにも、これら周辺施設との有機的な連携が不可欠であると言えます。
- 第5章(1)「施設の基本的考え方」で示したように、青葉山エリア内の他施設を来訪目的とする人も、気軽に立ち寄りや通り抜けができるような、開かれた施設づくりを行います。憩える場所づくりや周辺施設に関する情報発信など、エリア全体の快適性・利便性向上に貢献することを目指します。
- 周辺文化施設との共同企画により、分野を超えた新しい創作活動が生まれる土壌をつくらせたり、スタンプラリーや施設間周遊パスといった、複数のスポットの周遊を促進する仕組みを検討するなど、青葉山エリアの魅力をもとに発信していくことを目指します。
- 本施設周辺には小・中・高等学校、大学、専門学校が多数立地しています。児童・生徒・学生の学びや発信、市民交流などにつながる企画や部活動・サークル活動等とのタイアップ企画を検討するなど、若い世代が気軽に訪れる施設となるよう取り組みます。
- 加えて、災害文化を広めていくためには、災害について研究を進めている周辺の大学との連携も有効な方策の一つであると考えられることから、東北大学をはじめとする市内の

各大学と連携方法を今後検討していきます。

- また、本施設には市内外からの来場が見込まれ、地域に経済波及効果をもたらすことも期待できるところです。したがって、青葉山エリア内での回遊性向上はもとより、本施設を訪れた方が都心部へとアクセスし、商業施設や飲食店等を巡るようになるための仕掛けが求められます。他施設では、近隣の商店街などと連携し、公演チケットの半券を示せば飲食店でワンドリンク無料や割引サービスが受けられるなど、来館者による周辺施設の利用を促す仕掛けを導入している例があります。また、市街地で行われる音楽イベントへの会場提供（広場的空間を含む）や関連企画の実施等も、都心部との間を気軽に往来するきっかけ作りとして有効であると考えられます。施設の事業展開の中でこうした取組みについても検討していきます。
- 本施設から国分町やせんだいメディアテークまでは徒歩15分※、地下鉄東西線青葉通一番町駅までは徒歩18分※と、歩いての移動も可能な距離です。後述する公園敷地、河川敷とのつながりも考慮しながら、歩く過程を楽しめるような環境づくり・仕掛けづくりを行うことで、都心部への回遊性向上にもつながるものと考えられます。 ※分速80mで計算
- 東日本大震災による津波の脅威を体感できる沿岸部施設と本施設で震災メモリアル事業における役割を分担し、周遊につながる連携企画などの実施により、沿岸部と中心部の回遊性向上を図っていく取組みを検討していきます。

(4)公園敷地、河川敷との関係について

- 整備予定地の東側の区画は青葉山公園の一部となっており、桜の小路が設けられ、駅舎を超えて国際センター側に続いています。また、さらにその東側は広瀬川仲ノ瀬緑地運動広場、広瀬川と続いており、対岸には自然崖なども見ることが出来ます。
- 近年、水辺を活用し、美しい景観や新たな賑わいを生む「ミズベリング」が、官民一体で提唱されています。こうした考え方も参考としながら、本施設の敷地、公園、河川敷が連続性を持ち、市民・来訪者が憩い、楽しめる場となるよう、望ましい空間のあり方について検討します。

(5)MICE※への協力と大規模学会利用への対応について

- 仙台市は国が選定する「グローバルMICE都市」（全国12都市）の1つであり、東北大学と「コンベンション推進に関する連携協力」を含む包括連携協定を結ぶなど、MICE推進は文化芸術振興や震災メモリアル事業と同様、市の重点施策となっています。
- 国際センター（会議棟・展示棟）を中心に国際会議や学会をはじめとするMICEが多数開催されています。また、国際センターを使用しても会場が不足するような大規模学会については、本施設の整備予定地である場所に大型テントを設置し、年1回程度大規模学会が開催されてきました。
- 複合施設整備後も、引き続き国際センターを核としてMICEが開催されますので、これまで開催されてきた大規模学会と同規模の学会については、国際センター（会議棟・展示棟）と連携した開催が可能となるよう、施設の優先予約や占有利用を認めるなどの特例的な取扱いについて検討します。ただし、本施設は「文化芸術・災害文化の拠点」である

ことから、本来目的での利用に一定以上の影響が及ぶことのないよう、特例的な取扱いについて基準を設ける方向で検討を進めます。

- 上記のような大規模学会においては、複数の講演会場に加え、企業展示等が可能なフラットなスペースが必要とされます。こうした大規模学会が開催される際には、主要な諸室を貸切とすることを前提に、大ホール・小ホール・リハーサル室等の諸室を講演会場等に充てるとともに、交流イベントロビーやホールホワイエを展示スペース等として使用する、駐車場の占有利用（必要に応じ仮設テント設営）を認めるといった運用を検討することとし、ハード面の検討においてもこのような利用を想定に含めることとします。
- また、中・小規模も含めたM I C E全般に関しては、青葉山エリア全体としてのM I C E環境向上のための連携協力を行います。例えば、レセプションやアフターイベント等における演奏会の開催支援、震災や災害文化に関連するレクチャーやエクスカージョン（視察）のコーディネートといった取組みが考えられます。
- この他、飲食を伴う催しでの利用なども視野に入れ、カフェやレストランといった飲食施設も配置する方向で検討を行います。

※M I C E（マイス）…企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

4. 整備に係る基本的事項・留意事項

(1)「杜の都」「防災環境都市」にふさわしい施設整備に向けて

- 「杜の都」「防災環境都市」にふさわしい施設となるよう、脱炭素に向けた環境配慮技術やグリーンインフラの導入等により施設のエネルギーコストと環境負荷の低減を図ることについて、積極的な検討を行います。
- 大気環境や水環境、生物環境など、自然環境への影響を可能な限り回避又は低減できるよう配慮します。
- 「杜の都の環境をつくる条例」に基づく緑化義務規定および「仙台市みどりの基本計画」「建築物等緑化ガイドライン」に基づき、必要かつモデルとなる敷地内緑化を行います。この際、青葉山や広瀬川との連続性を考慮し、周辺の自然環境に由来する在来種の使用や、多様な生物の生息・生育の場づくりの観点も取り入れるとともに、雨水対策等にも配慮します。

(2)SDGsとの関係性

- SDGs (Sustainable Development Goals) は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、2030年(令和12年)までに達成すべき国際社会共通の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。
- SDGsの持続可能という考えは本市の施策全般に通じるとともに、東日本大震災を経て、防災環境都市を目指すグローバルな施策展開の観点からも重要なものです。
- SDGsの「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現という理念や全てのステークホルダー*が役割をもつ「参画型」という趣旨は本施設のあり方と合致するものであり、年齢、障害の有無、国籍、人種、民族、宗教、ジェンダー、経済状況その他社会的背景に関わらず、あらゆる人々に開かれた文化芸術と災害文化の創造拠点として、特にゴール4、ゴール10、ゴール11の達成に資するほか、文化芸術と災害文化の力を社会の様々な場面で活用することにより、全てのゴールの達成の助力となることを目指していきます。
- なお、「災害文化を国内外に浸透させ、国際的な防災の主流化に取り組むこと」は、「仙台市SDGs未来都市計画」において、本市が「今後取り組む課題」と位置付けられており、中心部震災メモリアル拠点の整備検討は、その進捗に欠かせない取組みの一つとされています。



(3) 駐車場、駐輪場の考え方

- 整備予定地は地下鉄駅に隣接しており、公共交通機関でのアクセス性に優れた場所とすることができます。一方で、子育て世代、高齢の方、障害のある方など多様な人々が訪れる施設であることから、自動車による来場も一定程度見込む必要があります。
- しかしながら、整備予定地周辺では、イベント時などにおけるスポット的な交通渋滞の発生が課題となっています。特に大規模な公演時などにおいて、多くの方が自動車で来場すると、こうした交通渋滞に拍車をかける可能性があるため、できる限り公共交通機関等で来場いただくよう促していく必要があります。
- こうした観点を踏まえ、基本計画策定過程において駐車場の適切なあり方・規模の検討を行います。併せて、地下鉄駅や国際センター等の近隣施設とイベント開催情報を共有し、主催者や来場者に適宜注意喚起を行っていくなど、渋滞緩和に向けた取組みについて検討します。
- 自転車での来場は、公共交通機関の利用と並んで積極的に促していくべきものであり、基本計画策定過程において駐輪場の適切なあり方・規模について検討します。

(4) 施設の長寿命化・災害への備え

- 本施設では、本市の文化創造拠点として長くその役目を果たすため、長寿命化保全計画を策定し、建物の健全度が保持されるよう予防的視点に基づく対策を実施します。
- 建物・設備の定期的な維持修繕や更新、大規模改修に要する経費の抑制という観点からは、計画・設計段階において可能な限り耐用性やメンテナンス性を考慮した部材・機器を選定することも重要です。
- 災害文化の創造拠点であり、震災からの復興のシンボルである本施設としては、地震や大雨などの災害発生時においてその機能を喪失しないよう、建築上の配慮を十分に行う必要があります。
- ホール施設では、大きな地震が発生した際、建物躯体の被害は軽微でも舞台機構やスプリンクラー等の設備が大きな損壊を被ったことにより長期休館を余儀なくされたケースが散見されます。地震に強い施設づくりをするにあたっては、既存施設における地震被害の事例とそこから得られた知見を十分に生かすことが求められます。

本施設は、大規模災害発生に備え、大量に物資を備蓄するなどの直接的な役割を担うものではありませんが、災害文化の創造拠点として、全ての市民が将来の災害に備え、自助・共助・公助で困難を乗り越えていけるよう、日常へ災害文化を定着させる取組みを着実かつ堅実に進めていきます。

本市および他都市で大規模災害が発生した場合には、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、復旧や復興に必要な各種情報の提供を積極的に行うとともに、各団体が実施する災害対応の記録保存へのアドバイス、文化芸術活動のノウハウ提供、国内外ネットワークを活用した支援の呼びかけなどを実施します。

5. 整備に向けた今後の進め方

(1)基本計画の策定等

基本構想を基として、事業や管理運営をさらに具体化し、施設や設備との関係を明確にし、設計に必要な様々な事項を定める「基本計画」を策定します。策定にあたっては、基本構想に引き続き、市民・有識者・関係者のご意見を幅広く伺います。

その後、事業や施設管理運営に関するさらに具体的な計画を、文化芸術や災害文化の現場に関わってきた方々のご意見も頂きながら策定します。これらの計画の策定は施設の設計と並行して行うこととし、ハード面・ソフト面の検討事項が双方向に反映されるよう進めます。

(2)整備事業費の検討

- 近年整備された他都市ホール施設における実績、国土交通省が公表している「建設工事費デフレーター」やその他の指数、世界的なエネルギー価格や資材価格の高騰などを勘案し、現時点での見込みとして、本施設の面積あたりの建築費単価を 105万円/㎡程度と想定します。
- 国内の物件費・人件費の趨勢や世界の経済・社会情勢が建築費単価に及ぼす影響等について、今後とも注視していく必要があります。
- なお、建築費単価は本体建設工事費用に係るものであり、設計費、備品購入費、外構工事費、調査費その他の関連費用についても、今後検討が必要です。
- 基本計画策定過程で事業や施設のあり方がより具体化する中で、必要となる整備事業費についてさらなる精査を進めていきます。
- 併せて、地方債、基金、国庫補助金、寄付金・クラウドファンディングの活用など、財源確保の方策についても検討します（整備手法によって活用できる方策は異なります）。

(3)整備スケジュール

基本計画段階において整備手法を決定することとなりますが、例として、分離発注方式で整備を行った場合には以下のようなスケジュールが想定され、令和13年度中の竣工・開館が見込まれます。

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	
行程	基本構想		基本計画		設計者選定・設計等			入札・建設工事・外構工事・開館準備等			開館